

新潟県条例第11号

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例（昭和43年新潟県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この条例は、新潟県保健環境科学研究所、保健所、新潟県精神保健福祉センター及び <u>福祉保健部地域医療政策課放射線検査室</u> （以下「研究所等」という。）で行う各種試験、検査等の使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、新潟県保健環境科学研究所、保健所、新潟県精神保健福祉センター及び <u>福祉保健部医務薬事課放射線検査室</u> （以下「研究所等」という。）で行う各種試験、検査等の使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。